

コーデックス規格について

農林水産省消費・安全局
食品安全政策課国際基準室

1. コーデックス委員会の概要

コーデックス規格とは

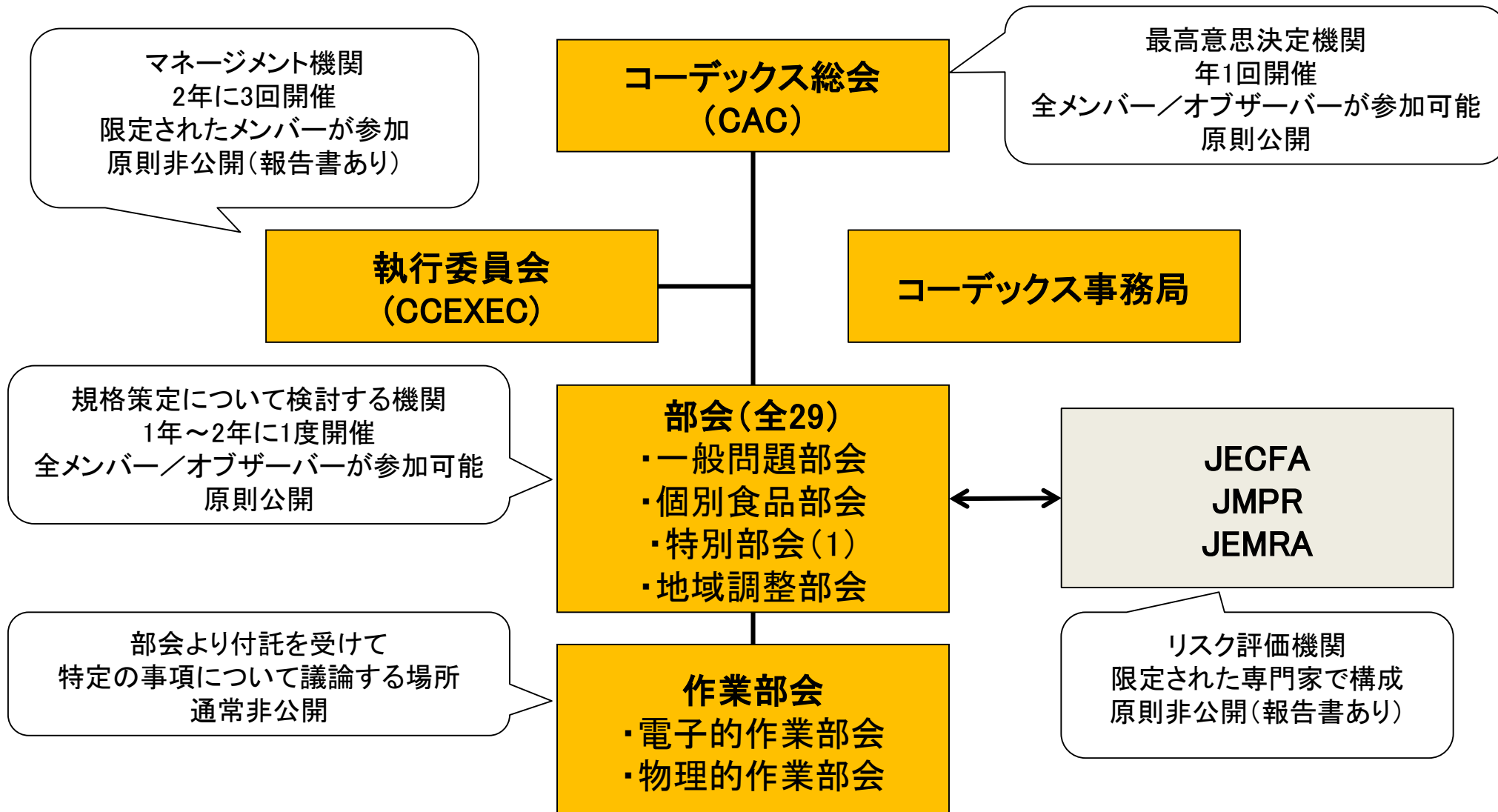
- コーデックス (Codex) 委員会において、策定された **国際食品規格** のこと
 - ◆ Standards (規格)
 - 個別食品規格 (生鮮果実・野菜、加工果実・野菜等)
 - MRL (農薬や動物薬の最大残留基準)
 - General Standards (添加物などの一般規格)
 - Methods of analysis and sampling (分析・サンプリング法)
 - ◆ Code of Practice (食品衛生などの実施規範)
 - ◆ Guideline (表示などのガイドライン)

コーデックス委員会とは

Codex Alimentarius Commission (CAC)

- 国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)によって1963年に設立された国際的な政府間機関。
- 目的：消費者の健康保護、公正な食品貿易の確保。
＝食品安全 ＝品質、表示
- 事務局：FAO本部（ローマ）
- 参加国：188カ国＋1加盟機関（EU）（2018年8月現在）
- コーデックス委員会への参加者
 - －加盟国政府代表団(必要に応じ業界団体含む)
 - －オブザーバー
 - －国際政府間機関（WTO、OIEなど）
 - －国際的非政府間組織(国際標準化機構(ISO)、国際酪農連盟、国際消費者機構など)
- 執行委員会を除き、会議は**原則として公開**

コーデックス委員会の組織



一般問題部会（10部会）

- 一般原則 CCGP（フランス）
- 食品添加物 CCFA（中国）
- 食品汚染物質 CCCF（オランダ）
- 食品衛生 CCFH（米国）
- 食品表示 CCFL（カナダ）
- 分析・サンプリング法 CCMAS（ハンガリー）
- 残留農薬 CCPR（中国）
- 食品残留動物用医薬品 CCRVDF（米国）
- 食品輸出入検査・認証制度 CCFICS（豪州）
- 栄養・特殊用途食品 CCNFSDU（ドイツ）

※ 括弧内は議長国

個別食品部会(12部会)

活動中の6部会

- 加工果実・野菜 CCPFV (米国)
- 油脂 CCFO (マレーシア)
- 生鮮果実・野菜 CCFFV (メキシコ)
- 糖類 CCS (コロンビア) ★
- スパイス・料理用ハーブ CCSCH (インド)
- 穀物・豆類 CCCPL (米国) ★

休止中の6部会

- ココア製品、チョコレート
- 食肉衛生
- 植物タンパク質
- ナチュラル
ミネラルウォーター
- 魚類・水産製品
- 乳・乳製品

★対面での会合は開催されていない
(Working by correspondence)

特別部会(1部会)

- 薬剤耐性(AMR)(韓国)

※ 括弧内は議長国

地域調整部会（6部会）

- アフリカ CCAFRICA（ケニア）
- アジア CCASIA（インド）
- 欧州 CCEURO（カザフスタン）
- ラテンアメリカ・カリブ海 CCLAC（チリ）
- 近東 CCNEA（イラン）
- 北米・南西太平洋 CCNASWP（バヌアツ） ※ 括弧内は議長国

コーデックスとは独立したリスク評価機関

- ① FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）
 - ・ 食品添加物・汚染物質及び動物用医薬品
- ② FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）
 - ・ 残留農薬
- ③ FAO/WHO微生物学リスク評価専門家会議（JEMRA）
 - ・ 有害微生物

コーデックス規格策定手順①

手順：新規提案→規格原案の採択（1～5ステップ）

ステップ 1	総会が執行委員会による作業評価結果を考慮して 規格作成を決定 する。
ステップ 2	事務局が 規格原案の手配 をする。
ステップ 3	規格原案 について各国の コメント を求める。
ステップ 4	部会 が 規格原案 を 検討 する。
ステップ 5	規格原案について各国の コメント を求める。そのコメントと執行委員会による作業評価結果に基づき、 総会 が 規格原案の採択 を検討する。

コーデックス規格策定手続②

手続：規格案作成→最終採択（6～8ステップ）

ステップ 6	規格案について各国のコメントを求める。
ステップ 7	部会が規格案を検討する。
ステップ 8	規格案について各国のコメントを求める。そのコメントと執行委員会による作業評価結果に基づき、総会が規格案を検討し、コーデックス規格として採択する。

手続：短縮／迅速手続

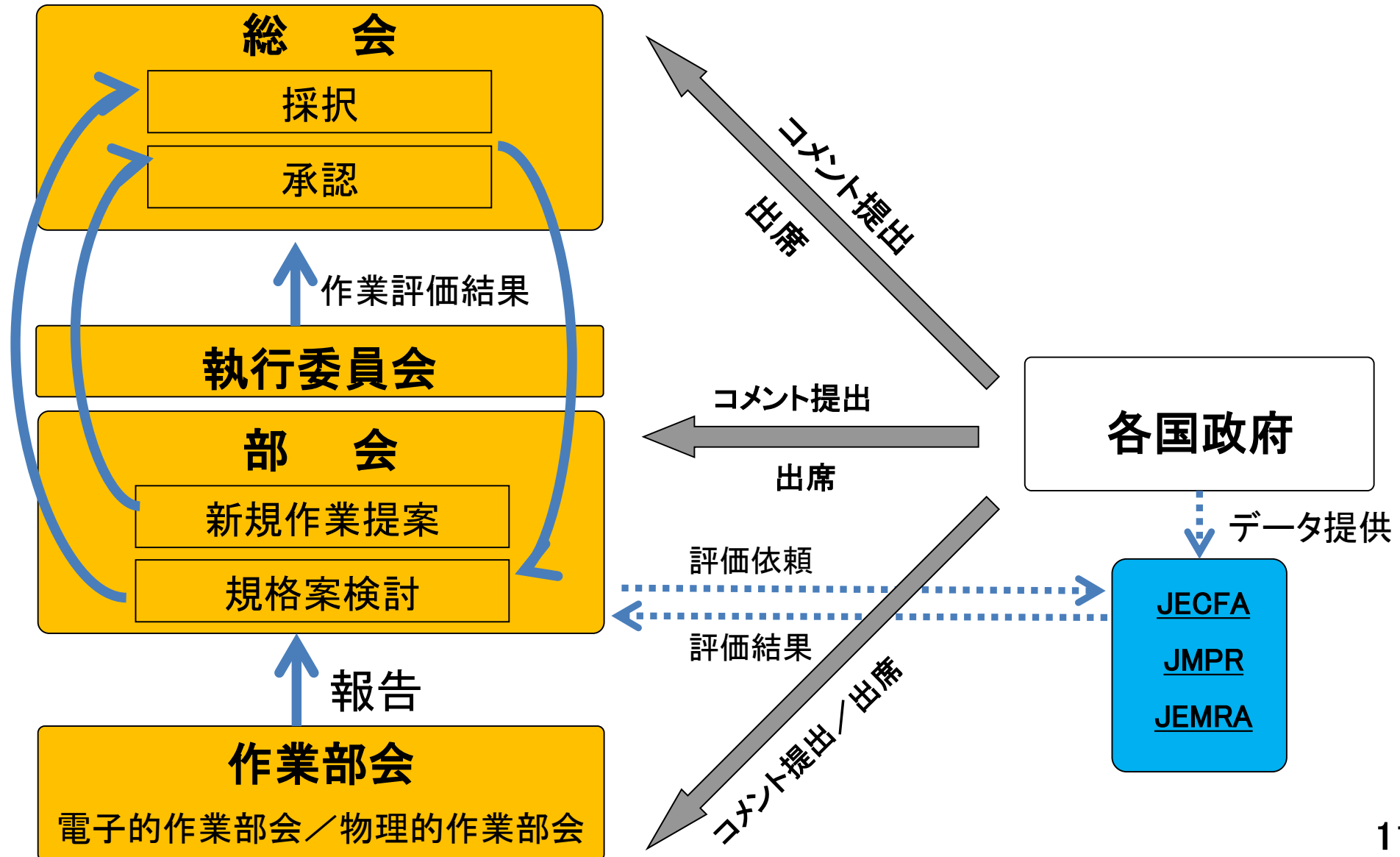
- 5／8

ステップ6と7を飛ばして、ステップ5からステップ8に進める短縮手続

- 迅速化 (Accelerated) 手続

全5ステップで作業を完結させる短縮手続

コーデックス規格策定手続全体の流れ



部会の流れ

月曜日 ～ 水曜日	月曜日に議題の採択を行い、採択された議事次第に従って議論が行われる。 〔 ※ 各部会の議長国が議長を務めるが、総会・執行委員会は選挙で選出された議長、副議長が務める。 〕
木曜日	コーデックス事務局がレポート(議事録)を作成。
金曜日	早朝にレポート案が配布され、その後レポートを一文ずつ確認。 〔 ※ レポートに記録されていることが会議の全てであり、記録されていないことは議論されていないことと同じ。決定されたことが明確に記載されているか、反対の根拠など自国の主張が正確に反映されているかを短時間で詳細に確認する必要。 〕

2. 国際貿易交渉とコーデックス

衛生植物検疫措置（SPS措置）とは

(Sanitary and Phytosanitary Measures)

人、動物、植物の生命・健康を保護する
ための措置（検疫措置以外も含む。）

具体的には・・・

- 最終製品の規格
- 生産工程及び生産方法
- 試験、検査、認証及び承認の手続
- 検疫
- 統計方法、試料採取の手続、リスク評価の方法
- 包装及び表示に関する要件であって食品の安全に直接関係するもの

(SPS協定附属書A)

SPS協定の概要①

目的

人、動物又は植物の生命又は健康を守りつつ、SPS措置が国際貿易に与える影響を最小限にする。

基本的ルール

- 加盟国は、国際的な基準、指針又は勧告がある場合には、自国の衛生植物検疫措置をそれに基づいてとる。（第3条1）
- SPS協定に整合的なリスク評価に基づいて各加盟国が適正な保護基準を定めた場合、各加盟国は、関連する国際的な基準、指針又は勧告に基づく措置によって達成される水準よりも高い衛生植物検疫上の保護の水準をもたらず衛生植物検疫措置を導入し又は維持することができる。（第3条3）

SPS協定の概要②

基本的ルール(続き)

- ・ 国際基準に適合したSPS措置はSPS協定に適合していると推定する。(第3条2)

国際基準とは

- 食品安全 コーデックス委員会
 - 動物の健康 国際獣疫事務局(OIE)
 - 植物の健康 国際植物防疫条約事務局(IPPC)
- その他SPS委員会が確認したもの (SPS協定附属書A)

TBT協定の概要①

目的

各加盟国の規制等で用いられる強制規格や任意規格を国際規格に整合化していくことで、規格による不必要な国際貿易上の障害を排除し、公正で円滑な国際貿易の実現

基本的ルール

・加盟国は、関連する国際規格又はその関連部分を強制規格の基礎として用いる(第2条4)

TBT協定の概要②

対象

- 専門用語、記号、包装又は証票もしくはラベル等による表示に関する要件(Annex 1)
- 強制規格(義務的措置)
- 任意規格(任意措置)

工業品及び農産品を含め、すべての産品は、この協定の規定の適用を受ける (Article 1.3)

しかし

この協定の規定は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定附属書Aに定義する衛生植物検疫措置については、適用しない。
(Article 1.5)

TBT協定の概要③

国際基準とは

- TBT 協定では、SPS協定とは異なり特定の国際基準策定機関を指定していない。

しかし、

- WTOはコーデックス規格を国際規格と判断
(Reports of Panel and Appellate body on EC-trade description of sardines)
- 国際規格6原則(透明性、開放性、公平性、効率性、一貫性、途上国への配慮)(G/TBT/9)

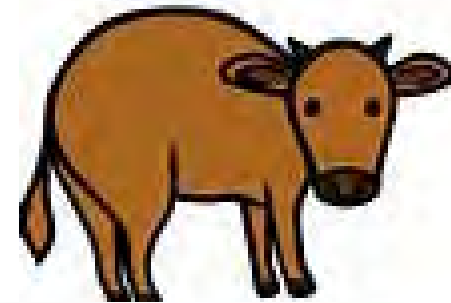
コーデックス規格とWTO紛争解決

- SPS

- EC - 肉及び肉製品に係る措置(ホルモン)(1996)

申立国: 米国とカナダ

被申立国: EC



- TBT

- EC - イワシの表示 (2002)

申立国: ペルー

被申立国: EC

